

資 料 編

- 1 第5次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 2 第5次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
- 3 第5次地域福祉活動計画策定経過
- 4 用語解説
- 5 参考資料 『社会福祉協議会』について

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

第5次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 郡山市における地域福祉の向上を図るとともに、今後の生活課題、福祉ニーズに対応するために、住民、行政や関係機関・団体との協働により第5次地域福祉活動計画（以下、「活動計画」という。）を策定することを目的に社会福祉法人郡山市社会福祉協議会に設置する。

(名 称)

第2条 委員会の名称は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）と称する。

(組 織)

第3条 策定委員会は、18名以内の委員をもって構成する。

2 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、郡山市社会福祉協議会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地域活動団体関係者
- (2) ボランティア・市民活動団体関係者
- (3) 福祉関係機関・団体関係者
- (4) 行政機関関係者
- (5) その他会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、策定委員会作業終了日までとする。

2 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第5条 策定委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

(職 務)

第6条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第7条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

第8条 活動計画の策定にあたり必要な事項や施策の検討および推進を図るため、作業部会を置く。

2 作業部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 郡山市社会福祉協議会の職員

(2) その他会長が必要と認める者

3 作業部会には、部会長および副部会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

4 作業部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席要請)

第9条 策定委員会、または作業部会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明、意見および助言を聴くことができる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、郡山市社会福祉協議会地域福祉課内に置く。

(費用弁償)

第11条 委員が、策定委員会に出席した場合の費用弁償は、郡山市社会福祉協議会の役員等旅費に関する規程に準じる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年9月17日から施行し、活動計画の策定が完了したときに効力を失う。

2 この要綱の施行後最初に開催される策定委員会は、第7条第1項の規程にかかわらず会長が招集する。

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
『第5次地域福祉活動計画策定委員会』委員名簿

No.	氏 名	区 分	所 属 機 関 ・ 団 体	役職等
1	こんどう ゆきお 近藤 幸夫	地域活動分野	郡山市民生児童委員協議会連合会	副会長
2	とおの かおる 遠野 馨	ボランティア・ 市民活動分野	特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島	理事長
3	ほし こういちろう ◎星 光一郎	高齢者福祉分野	郡山市内特別養護老人ホーム施設長連 絡会	代表
4	くに い つよし 國井 剛	障がい福祉分野	郡山市障がい者自立支援協議会 (郡山手をつなぐ親の会会長)	委員
5	に い た み え こ 仁井田 三枝子	児童福祉分野	特定非営利活動法人 ファミリーホームいぶき	理事長兼 ホーム長
6	すみ こし まこと 隅越 誠	保健・医療分野	一般社団法人郡山医師会	理事
7	ほし むつお 星 睦生	成年後見分野	郡山市地域包括支援センター連絡協議 会	幹事
8	くまだ のぶこ ○熊田 伸子	学識経験者	郡山女子大学	教授
9	さがら こうき 相樂 行毅	企画委員	郡山地区社会福祉協議会大槻支部	支部長
10	みやた かずじ 宮田 和司	企画委員	逢瀬地区社会福祉協議会	会長
11	み た ま り こ 三田 真理子	企画委員	特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク	理事
12	さく ま まさつぐ 佐久間 正次	企画委員	ライオンズクラブ国際協会332-D地 区	
13	や え が し おんこう 八重樫 温公	企画委員	郡山地区社会福祉協議会三中支部	支部長
14	さんべい かつよし 三瓶 勝義	企画委員	西田地区社会福祉協議会	会長
15	こくぶん はる お 國分 晴朗	企画委員	郡山市自治会連合会	副会長
16	いのこし ひさこ 猪腰 久子	企画委員	社会福祉法人太田福祉記念会 特別養護老人ホーム玉川ホーム	園長
17	ししど ひろあき 矢戸 浩明	関係行政機関	郡山市保健福祉部保健福祉総務課	課長
18	ながくぼ としや 永久保 利弥	社会福祉協議会	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会	常勤 副会長

◎委員長、○副委員長

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
第5次地域福祉活動計画策定スケジュール（結果）

日 程	内 容
令和3年12月16日 書面開催	●第1回策定委員会 【内容】(1)「第4次地域福祉活動計画」の総括 (2)「第5次地域福祉活動計画」の概要について (3)今後の策定スケジュールについて
令和4年 1月28日 書面開催	●第2回策定委員会 【内容】(1)「第5次地域福祉活動計画」(案)について Ⅰ 郡山市の地域福祉計画について Ⅱ 社会福祉協議会の地域福祉活動計画について Ⅲ 基本理念と基本目標について (2)基本目標に基づく重点取り組み事業等について
令和4年 2月14日 書面開催	●第3回策定委員会 【内容】(1)委員長及び副委員長の選任について(案) (2)「第5次地域福祉活動計画」(案)について Ⅳ 重点的に取り組む事業について Ⅴ 地域福祉活動計画の推進体制や評価体制について (3)パブリックコメントの実施について(案)
令和4年 2月25日 書面開催	●第4回策定委員会開催 【内容】①「第5次地域福祉活動計画」答申(案)について ②「第5次地域福祉活動計画」の進行管理(案)について
令和4年 3月 8日 郡山市総合福祉センター 3階 研修室(洋室3)	●『第5次地域福祉活動計画』答申 【内容】策定委員会の星委員長、熊田副委員長から太田市社協会長へ答申

用 語 解 説

[2 ページ]

N P O

行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織。福祉、まちづくり、環境など様々な分野で活動を行っている（Non Profit Organization の略）。

[3 ページ]

セーフコミュニティ

「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という基本理念に基づいて、その傷害予防活動に重点を置き、地域社会全体が協働により安全・安心の取組を行っている地域のこと。

[6 ページ]

ニーズ (Need)

本人や家族、地域住民などが感じる困りごとや課題などのこと。

ダブルケア

子育てと介護を同時期に、行わなければならないこと。

8 0 5 0 問題・7 0 4 0 問題

8 0 代（7 0 代）の親が5 0 代（4 0 代）の子ども（ひきこもりなどで収入がないなど）の面倒を見ること。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。

[9 ページ]

協議体

地域活動をしている人・地域の物知り・世話好きの人などが中心となり、専門職と一緒に地域の支え合いを発掘させ、新たな地域づくりを進める話し合いの場のこと。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制構築に向けたコーディネートを担う。

ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人とボランティアの支援が必要な人の調整・相談、ボランティア養成講座や啓発事業の開催、ボランティア保険の加入受け付けなどを行っている。

また、災害時には災害ボランティアセンターの運営を担う。

ボランティアコーディネート

ボランティア活動をしたい人とボランティアによる支援が必要な人との調整・相談を行うこと。

[10ページ]

いきいきサロン

公民館や集会所など地域の身近な場所を拠点にし、孤立しがちな一人暮らし高齢者などが集い、交流する仲間づくりの地域福祉活動。閉じこもりの防止や介護予防、社会参加を促進する効果などがある。いきいきサロンには、住民同士で楽しく食事をする「会食会」や、ちょっとしたお菓子とお茶で話に花を咲かせる「茶話会」という形態がある。

世代間交流

少子高齢化、核家族化が進み、家庭内で高齢者と子どもが関わる機会が減少する中、地域において、世代を超えたつながりや相互理解を深めることを目的とした活動。

子育てサロン

主に就学前までの子どもとその親や保護者同士が、公民館や集会所など地域の身近な場所に集い、情報交換や交流をする活動。子育てに対する不安や悩みを分かち合い、子育てを楽しむ仲間づくりを促進する働きを持つ。

『住民参加型在宅福祉サービス事業』“たすけあい活動”

高齢者・障がい者・妊産婦などの日常生活のちょっとした困りごと（ゴミ出しや買い物など）を住民同士で解決する有償ボランティアのサービス。

[11ページ]

要配慮者

高齢者や障がい者、妊産婦などのうち、地震や水害等の災害発生時における避難行動などにおいて特に配慮をする人のこと。

ワンストップ

その場所に行けば1か所で用事が足りることや、何でも揃っていることを表す。

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

友愛訪問

友愛訪問とは、対象となる高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、福祉委員等が対象者の自宅を訪問し、生活物品を見舞品として配付しながら安否確認と孤独感の緩和を図ることを目的に実施する活動。

配食サービス

一人暮らし高齢者などに弁当を配達する地域福祉活動。配達を通じ安否確認や話し相手になることで孤独感の解消につなげる活動。

[1 3 ページ]

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service)

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークづくりを支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味や職業、居住地などの共通のつながりを通じたコミュニティを構築し、双方向の情報交換などができる場を提供。

[1 4 ページ]

DX (デジタルトランスフォーメーション)

I C Tの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

参 考 資 料

『社会福祉協議会』について ― 役割とあゆみ ―

1. 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、「社会福祉法」に『**地域福祉※の推進**を図ることを目的とする団体』と規定され、全国すべての市区町村・都道府県に設置されている公共性・公益性の高い民間の非営利組織で、地域住民の生活課題（以下「ニーズ」）の解決に向けて、様々な福祉の相談に応じるとともに、住民のニーズを捉えた福祉サービスの提供やボランティア活動への住民の参加促進等、多様な地域福祉活動を展開しています。

2. 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会の概要

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会（以下「市社協」）は、地域住民をはじめ、町内会・自治会、民生児童委員、福祉・保健・医療等の関係機関の参加・協力のもと『誰もが安心して暮らせる地域づくり』の実現をめざした活動を行っています。

また、概ね行政区単位に**地区社会福祉協議会**（以下「地区社協」）を組織するとともに、旧郡山管内の郡山地区社協では、町内会連合会等の区域を単位に**支部社会福祉協議会**（以下「支部社協」）を組織しています。

地区社協・支部社協（以下「地区社協等」）では、町内会・自治会や民生委員協議会等の団体や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた福祉活動を展開しています。

3. 地区社協等の活動

市社協の地域組織である地区社協等は、住民の自主的な組織であり、それぞれの地域の「町内会・自治会や福祉・教育等関係団体、ボランティア、地域住民の参加・協力（以下「**地域住民の参加**）」により、みんなが住みよいまちをつくるため、地域福祉活動に取り組んでいます。

地区社協等は現在、市内38ヶ所（図1参照）に設置されていますが、地域の様々なニーズを把握し対応するため、市社協を含む多くの関係機関・団体と綿密な連携を図りながら、それぞれの地域における福祉の向上に貢献しています。

※地域福祉について

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。「社会福祉法」において、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することの重要性が法に明記されたことは、これからの社会福祉の方向性をあらためて示したものと言えるでしょう。

4. 地域福祉活動の推進

地域福祉活動とは、地区社協等が行っている住民への声かけや見守り、助け合い等、様々な福祉活動の総称であり、地域住民の参加を得ながら展開されます。

向こう三軒両隣での助け合いが薄れた今日、地域の支え合いを基本に、地域で解決できる課題は地域で解決するという「地域住民支え合い活動」を推進していくことは、とても意義のあることです。

また、地域で解決できない課題は行政や市社協等の関係機関につなげていくこととなりますが、これも大切な機能の一つです。

5. 地区社協等の部会構成と福祉委員

市社協では、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を推進するため、**福祉委員※制度**を導入しており現在、約2,200名の福祉委員が各地域で活躍しています。

福祉委員は、地区社協会長が、それぞれの地域にある各種団体の構成員（町内会・自治会、保健委員会、老人クラブ、保護司、PTA、子ども会、福祉・教育関係団体等）をはじめ民生児童委員やボランティア、さらには地域福祉に協力してくれる人に委嘱しており、次の4つの部会に分かれ活動しています。

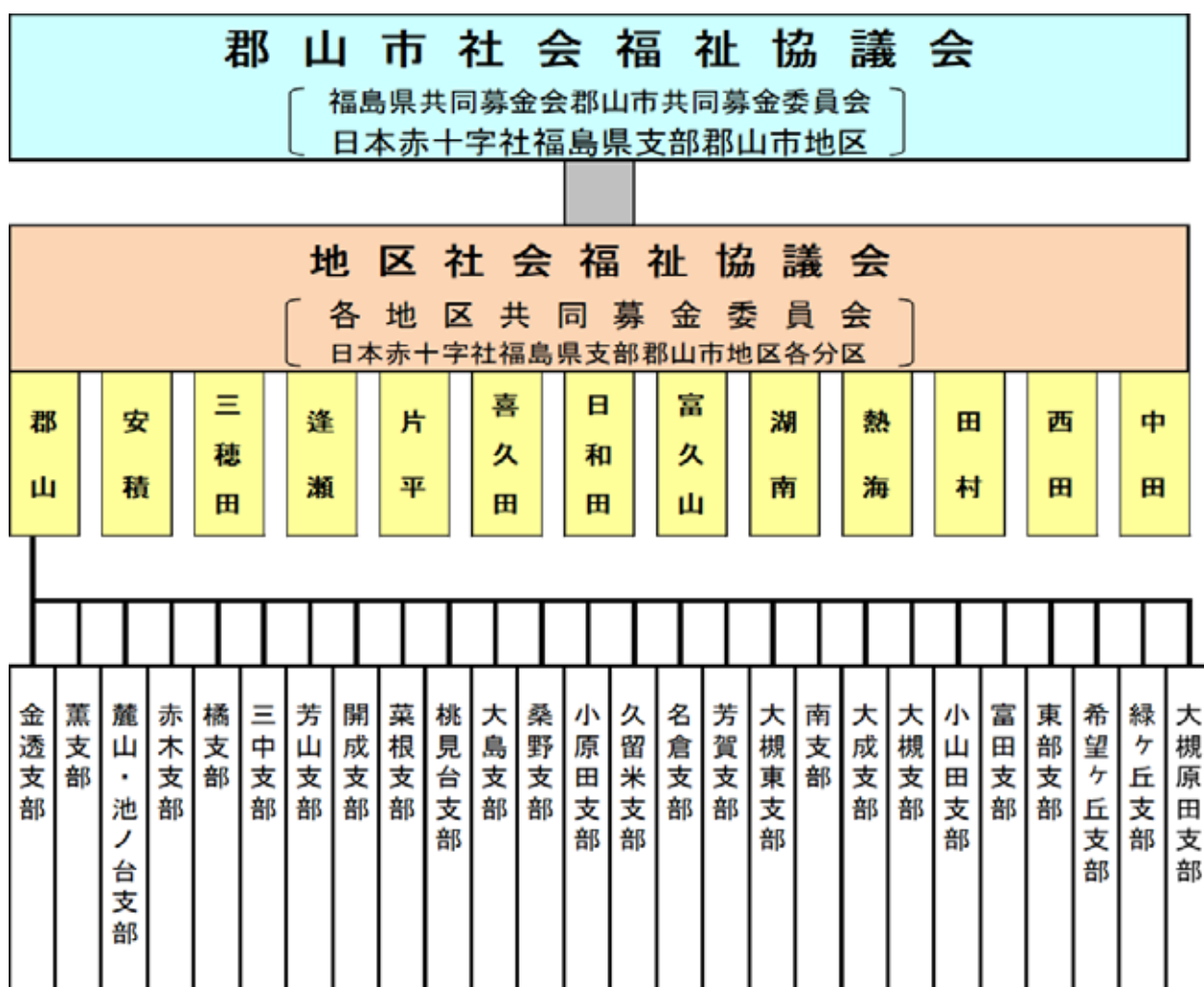
- ①在宅福祉サービス部会…いきいきサロン（会食会・茶話会）、配食サービス、ニーズ調査（※介護世帯支援部会） 見守り活動、地域支え合い活動マップづくり、家庭介護教室
- ②児童福祉推進部会……子育てサロン、子育て支援、世代間交流
- ③広報研修部会………広報紙の発行、研修会の開催、ボランティア養成研修
- ④活動資金部会………会員会費・共同募金の募金活動

※ ①の部会から介護世帯支援部会として分かれている支部社協もあります。

※福祉委員について

福祉委員は、地域福祉活動や福祉のまちづくりを推進するボランティアで、選出団体や地域住民の声を地区社協等の活動計画に反映させるとともに、地域福祉の推進者として活動します。例えば、老人クラブから選出された福祉委員は高齢者関係の活動の担い手として、また、ご自分の居住地域で活動が行われる際には、その担い手となります。そして、地域における新たなニーズの出現に日頃から気を配り、問題の早期発見から早期対応につなげる役割も福祉委員には期待されています。

(図 1) 【社会福祉法人郡山市社会福祉協議会の組織図】



～^{まち}あなたの地域にも社会福祉協議会～

郡山市社会福祉協議会では昭和 62 年から、「小地域ネットワーク活動」による住民主体の地域福祉活動の実施主体となる「地域福祉推進委員会」を町内会連合会等の区域を単位に組織化して、地域住民の皆様とともに、生活課題のあるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者世帯などに対し、公的サービスにはなじまない日常的見守りや安否確認、友愛訪問等の予防的な福祉サービス活動に取り組んできました。

平成 5 年には「福祉委員制度」を導入し、地域のあらゆる福祉課題に対応できることをめざした部会制による活動形態への再編成を行い、地区社協・支部社協を組織化して、地域において生活支援を求めているすべての住民を対象とした「地域福祉活動」の基盤を整備してきました。社会福祉協議会はこれからもあなたの身近な地域で活動を続けます。

◆ 郡山市社会福祉協議会の地域福祉活動のあゆみ ◆

年 度	活 動 の あ ゆ み
昭和 6 0 年度	○福祉ボランティアのまちづくり事業〔通称：ボラントピア事業〕の指定 （～昭和 6 1 年度）地域ボランティアを集中的に育成
昭和 6 2 年度	○各地区社協に「地域福祉推進委員会」の組織化 ふれあい型食事サービス、日常的見守りや安否確認、友愛訪問等の予防的 住民福祉サービス活動を開始 ○ボランティアセンター開設
平成 2 年度	○郡山市総合福祉センターに移転 ○住民参加型在宅福祉サービス開始（～平成 3 年）
平成 4 年度	○ホームヘルプサービスセンター開設
平成 5 年度	○ふれあいのまちづくり事業の指定（～平成 9 年） 郡山地区社協支部の組織化、福祉委員制度の導入、部会制の導入、小地域 ネットワーク活動、ふれあい型食事サービス（会食方式・配食方式）へ
平成 7 年度	○第 1 次地域福祉活動計画の策定 ○いきいきサロン活動（茶話会型・会食型）の推進 郡山地区社協管内をモデルに会食方式の食事サービスから「いきいきサロ ン」への転換
平成 1 0 年度	○地区社協の組織改編 1 2 地区社協に福祉委員による部会制を導入し、「いきいきサロン」活動等 をさらに推進 ○認知症デイサービスセンター開設
平成 1 2 年度	○「いきいきサロン」活動の一層の推進を図るため、地域福祉推進事業助成 金の交付基準を一部改正 ○介護保険事業へ参入
平成 1 7 年度	○「いきいきサロン」活動の安定化を図るため、地域福祉推進事業助成金の 交付基準を改正

年 度	活 動 の あ ゆ み
平成 1 8 年度	○子育てサロン活動の推進 子育てサロン普及モデル事業、子育てサロン担い手養成講習会の開始 ○第 2 次地域福祉活動計画策定委員会の設置
平成 1 9 年度	○第 2 次地域福祉活動計画スタート（～平成 2 4 年度） ○『こおりやま地域福祉推進フォーラム』の設置
平成 2 0 年度	○第 2 次地域福祉活動計画『進行管理委員会』の設置 ○地域支え合い活動普及事業を提唱
平成 2 2 年度	○東日本大震災にかかる災害ボランティアセンターの設置・運営 ○東日本大震災の被災者に対する「生活福祉資金（特例貸付）」の実施
平成 2 3 年度	○福島県社会福祉協議会から生活支援相談員配置事業の委託 ○台風 1 5 号にかかる災害ボランティアセンターの設置・運営
平成 2 4 年度	○第 3 次地域福祉活動計画策定委員会の設置
平成 2 5 年度	○第 3 次地域福祉活動計画スタート（～平成 2 9 年度） ○『地域支えあい活動マップづくり』の提唱と推進
平成 2 6 年度	○事務局機構改革における地域福祉部門への係制の導入 ○フェイスブックの開設による情報発信の強化 ○『地域ぐるみ雪かきボランティア・コーディネート事業』を開始
平成 2 7 年度	○指定特定・障害児相談事業所の開設 ○『第 24 回全国ボランティアフェスティバルふくしま』における「ふれあい・いきいきサロン全国研究会」の開催・運営 ○介護保険制度における生活支援体制整備事業（郡山市幸せな地域づくりプロジェクト）への参画
平成 2 8 年度	○障がい者相談支援事業の受託 ○「こおりやまフードバンク事業」を開始 ○地区懇談会「あすまちエリアディスカッション」への参画・協力

年 度	活 動 の あ ゆ み
平成 29 年度	○生活困窮者自立支援事業の一部（相談支援業務）受託 ○郡山市第 1 層生活支援コーディネーター事業の受託 ○障がい者基幹型相談支援事業の受託 ○地域の多様なニーズを地域住民支えあい活動に反映するため、地域福祉推進事業助成金交付要綱の一部改正 ○第 4 次地域福祉活動計画策定委員会の設置
平成 30 年度	○第 4 次地域福祉活動計画スタート（～令和 3 年度） ○障害者虐待防止センター事業の受託 ○郡山市第 2 層生活支援コーディネーター事業の受託 ○成年後見制度に関する事業（法人後見事業）を開始 ○第 4 次地域福祉活動計画『進行管理委員会』の設置
令和 元 年度	○生活困窮者自立支援事業の「就労準備支援事業」の受託 ○東日本台風（台風第 19 号）にかかる災害ボランティアセンターの設置・運営
令和 2 年度	○新型コロナウイルス感染拡大に伴う「生活福祉資金（特例貸付）」の実施 （令和 4 年 6 月 30 日まで実施予定） ○「新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応策として、『新しい生活様式』下における地域福祉活動の再開に向けたガイドライン」の作成 ○ホームページの全面リニューアル ○YouTube チャンネル「社会福祉法人郡山市社会福祉協議会チャンネル」開設 ○福島県沖地震災害ボランティアセンターの設置・運営
令和 3 年度	○コロナ禍に対応するため、地域福祉推進事業助成金交付要綱の一部改正 （友愛訪問活動及び世代間交流事業を上制限から単価制に変更） ○コロナ禍における女性の生活支援事業「スマイル サニタリー プロジェクト」の実施 ○第 5 次地域福祉活動計画策定委員会の設置 ○令和 4 年 3 月 16 日、福島県沖地震災害ボランティアセンターの設置・運営

【郡山市社会福祉協議会 各種事業・相談窓口 ごあんない】

《 管理課 Tel. 024-932-5311 Fax. 024-932-6768 》

- ◆募金や寄付、会員会費の受付

《 地域福祉課 地域福祉推進係 Tel. 024-932-5311 Fax. 024-932-6768 》

- ◆地域福祉活動 ◆各地区社協、各支部社協の活動
- ◆住民参加型在宅福祉サービス事業“たすけあい活動”
- ◆協議体、生活支援コーディネーター ◆福島県共同募金会、日本赤十字社福島県支部

《 地域福祉課 福祉サービス利用援助係 Tel. 024-932-5311 Fax. 024-924-2954 》

- ◆あんしんサポート（日常生活自立支援事業）
- ◆生活福祉資金貸付事業 ◆成年後見制度（法人後見事業）

《 ボランティアセンター Tel. 024-924-2968 Fax. 024-924-2954 》

- ◆ボランティア活動に関する相談 ◆ボランティア保険の加入
- ◆災害ボランティアセンターの運営

《 避難者生活支援相談室 Tel. 024-953-8337 Fax. 024-954-6822 》

- ◆東日本大震災の避難者の支援
- ◆東日本台風（台風第19号）の被災者の支援

《 ホームヘルプサービスセンター Tel. 024-924-2960 Fax. 024-924-2948 》

- ◆訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用

《 居宅介護支援事業所 Tel. 024-924-2961 Fax. 024-924-2954 》

- ◆居宅介護支援（ケアプランの作成）の利用

《 指定特定・障害児相談支援事業所・障がい者相談支援事業所

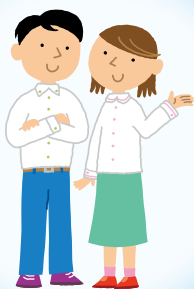
Tel. 024-983-8311 Fax. 024-954-7781 》

- ◆障がいをお持ちの方の相談 ◆障がい福祉サービスの利用

《 郡山市障がい者基幹相談支援センター・郡山市障害者虐待防止センター

Tel. 024-983-3044 Fax. 024-954-7781 》

- ◆障がいに関する総合的、専門的な相談 ◆障がい者の権利擁護、虐待の防止



「第5次地域福祉活動計画」

発行 令和4年3月
発行者 社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会
〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目29-9
市総合福祉センター内
電話 024-932-5311
FAX 024-932-6768



紙ヘリサイクル可

この印刷物は、印刷用の紙ヘリサイクルできます。



環境にやさしい植物油インキを使用しています。